

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成31年2月13日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第17号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年12月13日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成30年12月13日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 162,000円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 83歳男性

3 事故の概要

平成30年10月18日午前11時50分頃、亀岡市篠町見晴地内の市道馬堀停車場篠線において、停車していた市車両が転回するために発進したところ、当該市車両を避けて走行していた後続の相手方車両に接触し、双方の車両が損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 162,000円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 83歳男性
- 3 事故の概要

平成30年10月18日午前11時50分頃、亀岡市篠町見晴地内の市道馬堀停車場篠線において、停車していた市車両が転回するために発進したところ、当該市車両を避けて走行していた後続の相手方車両に接触し、双方の車両が損傷した。